



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4280 号 2018.3.25 発行

### 障害者の意思、支える仕組みを <強制不妊を考える>

熊本日日新聞 2018年3月24日

「障害者が家族形成できる支援が必要」と話す東俊裕弁護士=熊本市

旧優生保護法（1948～96年）の下、知的障害を理由に不妊手術を強制された宮城県の女性が国に損害賠償を求めて提訴したのを機に、実態解明や支援策を求める声が強まっている。同法が現代に残す問題点やこれからの支援の在り方などを、熊本学園大社会福祉学部教授の東俊裕弁護士（65）に聞いた。（西島宏美）

－宮城県の女性の提訴は、「政府がこの問題にどのような対策を取るか」という問題提起になりました。

「国連の女性差別撤廃委員会がかつて、日本政府に旧優生保護法の下で手術を受けた人に補償するよう勧告したこともある。しかし、日本政府は放置状態だった。そういう中で、宮城県の女性が名乗りを上げた。超党派の議員連盟も設立され、国は何らかの補償をする方向に進めるだろう。ただ、裁判が起きて初めて国会が動くというのは本当に情けない話だ」

－旧優生保護法は障害者差別に当たるという批判が強まり、96年に母体保護法に改定されました。

「『不良な子孫を残さない』という考えが旧法のベースにある。本人の命は奪われなくても、子どもを産む権利や家族をつくる権利が奪われてしまったという現実が残る。旧優生保護法は現在進行形の問題だ」

「法が改定されても、優生思想が無くなったかという点、そうではない。例えば、障害者の親は、もし子どもが妊娠したら、『あなたは育てられない』と説得して中絶させる例が今でもあるだろう。決して過去の問題ではない。障害を持つ人が一人の人間としてパートナーと出会い、家族を形成することはまだ難しい状況だ」

－障害者が妊娠した場合や家族をつくる場合、社会には何が必要ですか。

「日本も批准している障害者権利条約の23条には『婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること』とある。しかし、障害のある人が家族を形成していける実態が今の日本にどのくらいあるだろうか。誰にとっても子育ては大変だが、障害のある女性が子どもを産んだ時に、支援する仕組みはほとんどないのが実情だ」

「結婚や妊娠の場合は今も、障害者の意思はあまり尊重されていない。旧優生保護法の下、国がしてきたことは、個人の意思を無視したことだった。国は旧法による人権侵害に謝罪するだけでは足りない。障害者が一人の人間として結婚して家族を形成するには、サポート体制をつくらなければならない。本人の意思決定をどう支えるかが大事だ」

－政府は全国的に強制不妊手術の実態調査を始めました。今後は何を求めますか。

「障害者総合支援法に、親となった障害者の子育て支援策を入れる必要がある。家族形



成をどうサポートしていくかという枠組みを入れないと、この問題は解決しない」

ー今後どのような取り組みを進めますか。

「宮城県の女性の訴訟が、おそらく全国に拡大して、第二、第三の裁判が起こる可能性があると思う。熊本でも声を上げる人がいれば、裁判を起こさざるをえない状況になるだろう。30日に県弁護士会で相談電話を開設する予定だ」

## 奪われた私・旧優生保護法を問う / 上 ずさんな審査で不妊手術



毎日新聞 2018年3月23日  
旧優生保護法の下で強制された不妊手術について国に損害賠償を求めた訴訟の会見で、被害者の女性は連帯を示すために作ったピンクのリボンを手首につけていた=1月30日、喜屋武真之介撮影

<くらしナビ ライフスタイル>

旧優生保護法下の強制不妊手術を巡り、国に損害賠償を求める裁判が28日、始まる。1996年、国は障害者差別にあたるとして法律を改正したものの、実態調査や被害補償は行ってこなかった。取り返しが見つからない傷を負い、生

き方を選ぶ権利を奪われた人々の声なき声は届くのか。そしてこの法律は、今の社会に何をもたらしたのか。3回連載で報告する。

ー広瀬川のあたご橋を渡りました。河原に椅子があり、そこで奥さんにおにぎりを食べさせられて、病院に行きました。子どもを産めなくされたことなど、その時は分かりませんでした……。

宮城県の70代、飯塚淳子さん(仮名)は63年、宮城県中央優生保護相談所付属診療所で手術を受けた。その直前に県の相談機関で「精神薄弱者、内因性軽症魯鈍(ろどん)」と診断され、「優生手術の必要を認められる」と判定を受けている。

46年3月、7人きょうだいの長女として生まれた。中学3年で知的障害者施設に入所。民生委員のすすめで、職親(知的障害者を預かり職業訓練や指導をする人。知的障害者福祉法で定められる)に預けられたが、虐待を受けた。16歳で職親に連れられ知能検査を受け、手術を受けた。手術後に、父母の会話から手術の意味を知る。97年、50代のときに不妊手術の実態解明を求める市民グループと出会い、「私の体を返してほしい」と、国に謝罪と補償を求め続けてきた。

飯塚さんに触発され、声を上げたのが、今回の裁判を起こす宮城県の60代女性と、その義姉だ。義姉は結婚した夫の妹が手術を受けたことを夫の母から聞かされていた。飯塚さんの活動を知り「妹が受けた手術はこれだったのか」と合点がいった。弁護士に連絡を取り、手術記録の情報公開請求を経て、提訴に至った。

この情報公開請求で出てきた記録で、妹が15歳で手術を受けたことを知る。しかも申請理由は「遺伝性精神薄弱」。審査経緯の記録は開示されなかった。同様の障害を持つ親類縁者もいない。妹の療育手帳交付に関する情報公開で「出生時に口蓋(こうがい)裂で生まれ1歳時の手術で麻酔が効きすぎて障害が残った」という経緯が判明。「遺伝性」の判断がいかんにずさんなものだったかを知り、がくぜんとした。

### ●要支援=排除対象

残された公的記録はわずかだ。神奈川県立公文書館の同県優生保護審査会資料からは、手術の対象者をどのように評価して選別していたのか、その一端がうかがえる。62年の審査会に提出された検診録には、ある女性についてこう記されている。

「小学校には一年おくれて就学。中学校は二ヶ月通って中止してしまひ、自宅でぶらぶらし、昭和三四年七月、■■■に入園」。現在の病歴は「母や同居人に対し乱暴な口をきき周囲をわきまえない。年下の子とは遊ぶが、自分から外に出て遊ぶような事は出来ない」と

ある（原文ママ）。診断は「精神薄弱（痴愚）」だ。

別のてんかん性精神病とされた女性は「茅ヶ崎に生る。小学校卒業後、家で農業に従事していたが、十六歳の時、姉■■■死亡後、姉の夫■■■■と内縁関係を結び、三児を挙げた」。数年後、けいれん発作を起こすようになったため、夫は後妻を迎える。現在の症状は「着装、身嗜みは不整不潔、顔貌は弛緩し挙措は緩慢で節度がない」（62年の検診録、原文ママ）。家系図によると母が同病の疑いがあり、遺伝性疾患として手術「適」とされた。早世した姉は「経済的な面もあって入院させられなかった」という。身よりのない男性が生活史も既往歴も「不詳」のまま手術が決められた例もあった。

記載には侮蔑的な表現が並ぶ。障害や病気を抱えたこれらの人々は、本来は支援を受けるべき対象のはずだ。しかし法律の下、「優生上の見地から不良」とされたために、基本的な教育や支援すら受けられず、排除されていったことがうかがえる。当時、養護学校は少なく、障害児の多くは就学免除・猶予とされた。また、現在の医学ではすべての精神疾患は何らかの遺伝素因がかかわっているものの、単純に遺伝するものではないとされるが、多くの精神疾患を抱えた人が「遺伝」と判定されていた。

#### ●「民族の質を改造」

「審査する側」の考え方が垣間見える資料がある。社団法人母子保健推進会議（当時）が72年に発行した冊子「母子保健」。その巻頭特集が「日本民族改造論」だ。田中角栄内閣が誕生し「日本列島改造論」が話題となる中、「何より大切なのは民族の質を改造する、人間を良くすること」と問題提起する。国立機関の医師や有力大学の研究者が「障害児の生まれる危険の大きい結婚を減らすのが第一。結婚しても子を産まないようにすればいい」「極端に質の悪いものを減らせば全体のレベルが上がる」と指摘。「優生保護法を活用するのは必ずしも容易ではない、自発的に子を産まない方がよいという気持ちにさせる方が抵抗がわからない」「高校で優生結婚という教育は有効だろうか」――。

当時の関係者は、多くが口を閉ざしている。70年度に優生保護審査会から依頼され、手術対象者の家系調査をしていた関東地方の男性精神科医は「当時から問題を感じていた。どうしてこんなことをするのかと言う人もいた。（自分も）上からやれと言われたら、やらなければならないかった」と言葉少なに語る。しかし取材申し込みには「応じられない」と返答した。

自ら被害を訴え出ている当事者は、5人ほどしかいない。頼みの綱は、審査に関わった医療者、福祉現場の関係者の証言だ。「個人を責めることはできない。当時の法制度や運用が問題だったということを明らかにするために証言してほしい」。利光恵子・立命館大学客員研究員は強調する。

「障害者のいる家は世間から嫌なものを見るように、見て見ぬふりをされます。声を上げたくても上げられない方が大勢いると思います」。手術を受けた妹と40年暮らした義姉は言葉に力を込める。「この問題がそのままにされたら、社会は変わらないままです。責任の取れない法律は、のちのちの国民を不幸にするのです」

#### 優生保護法

「不良な子孫の出生を防止する」ため1948年に制定され、遺伝性疾患や知的障害、ハンセン病の患者らへの不妊手術、人工妊娠中絶を認めた。強制不妊手術の適用は遺伝性疾患（4条）と非遺伝性精神疾患（12条）があり、88%にあたる1万4566人が4条を適用された。批判をうけて96年に「母体保護法」に改定された。同様の法律があったドイツやスウェーデンでは国が被害補償制度を設けている。

#### おことわり

旧優生保護法下で使われていた病名などには差別的な表現がありますが、歴史的事実として当時のまま掲載しています。

<くらしナビ ライフスタイル>

国賠訴訟を機に、被害補償のあり方を検討する議員連盟発足、厚生労働省の実態調査と、事態が急展開している。これを手放しで歓迎していいのか。被害者とともに活動してきた市民グループ「優生手術に対する謝罪を求める会」のメンバーでフリーライターの大橋由香子さん（58）は、複雑な思いで事態を見つめる。「どこが問題だったのか検証し、国は本気で過去に向き合してほしい」



旧優生保護法の下で強制された不妊手術について国に損害賠償を求めた訴訟を前に、弁護士に続いて仙台地裁に入る支援者ら＝仙台市青葉区で1月30日、喜屋武真之介撮影

●人口政策を象徴

旧優生保護法は、障害者の不妊手術を定め「不良な子孫」を規定しただけの法律ではない。日本は、刑法で女性に中絶を禁じるための「墮胎罪」を今も定めており、「例外的に合法とする」要件を定めるのが旧優生保護法、という法律構成だ。

つまり、「女性は子どもを産むべきである」という社会規範がある上で、「ただし産まなくてもよいケースを国が決める」ということだ。その目的の一つとして「不良な子孫の出生防止」を掲げた。戦中の「産めよ殖やせよ」から敗戦後の人口抑制に至る人口政策を、象徴する法律だった。

「女は自分の体のことを他人から口出しされる存在なんだと思うと、悲しくて」。大橋さんは学生だった1980年代から、避妊や中絶、女性の健康に関わる運動に参加。人口政策に女性が利用された歴史から脱却し、「産むか産まないか」を自己決定できる社会となるよう願った。それが活動の原点だ。「(被害者の)支援というより、自分に降りかかる問題だから続けてきた」と話す。

●障害者が差別告発

「求める会」は女性運動と障害者運動の当事者が連携する形で優生保護法の問題に取り組み、法改正後の97年に生まれたグループだ。しかしかつては、中でも「中絶」のあり方について、障害者団体から厳しい視線が注がれていた。

時は72年にさかのぼる。優生保護法は大きな岐路を迎えていた。中絶が許可される項目から「経済的理由」を削除する▽新たに「胎児に障害がある恐れがある場合」(胎児条項)を追加する―という改正案が国会に上程された。背景には、60年代に羊水検査・出生前診断が始まったことがある。全国で「不幸な子どもの生まれない運動」として羊水検査の費用助成や不妊手術の積極実施が推進された。

この動きは「私たちの存在否定だ」という障害者の反発を招いた。先頭に立ったのは、故横田弘さんら脳性まひの当事者団体「青い芝」神奈川県連合会だ。70年代、車いすの集団で電車やバスに乗ったり路上で演説したり、先鋭的な差別告発運動で知られる。

生き方の「幸」「不幸」は、およそ他人の言及すべき性質のものではない筈です。まして「不良な子孫」と言う名で胎内から抹殺し、しかもそれに「障害者の幸せ」なる大義名文を付ける健全者のエゴイズムは断じて許せないのです。(原文ママ、会報より)

これに先立つ70年には、横浜市で、母親による重度脳性まひの子の殺害事件が起きていた。当時は重度障害児は養護学校に通うことも許されず、人権保障も不十分。また、家族介護の限界や、社会福祉として障害者施設整備を訴える声が高まりつつあった。この事件では、育児疲れの母親への同情論や、刑の減輕嘆願運動が盛り上がっていた。

しかし「青い芝」は大規模施設(コロニー)も「隔離、管理であり存在を隠すもの」と

批判。母親の刑の減軽反対運動も展開し、殺害に至る価値観そのものを問題視した。

一方、女性団体からは中絶規制に反対する声が上がっていた。「青い芝」の批判の矛先は、そこにも向けられた。障害児の否定につながるのではないかと。

「胎児に障害があれば、中絶するというのか」。当時、女性運動に関わり、今は「求める会」でも活動する米津知子さん（69）は、そう問うた男性障害者のけんまくを忘れることができない。「怖かったですよ、まるで私が（彼らの）母親であるかのような激しい調子でした」と振り返る。自身、ポリオの後遺症で足に障害を持つ。「女性は男性に選ばれ、結婚・出産して一人前」という時代。小学生のころだ。「母に『私、将来どうなるのかな』と聞くと、母が頭を抱えてしまい、一言も言えなかった」。母もつらいのかと、それ以来何も聞けなくなった。足をかばいながら町を歩くと、人々は目をそらす。自分を障害者と認められない時期を長く過ごした。

しかし大学時代に、ベトナム反戦運動や学生運動のうねりの中で、性差別を問うウーマンリブ運動に出合う。「自分の苦しみは社会問題だ」と気付くことで、救われる思いがした。女性であり障害者という立場で、障害者団体との対話集会にも参加するようになっていった。

障害児なら産まないのか、殺すのか。「障害者が生かされない世の中で、それでも産むかと言われたときに、産むと言い切れない私がいる」。難しい問いにも自分をさらけ出して向き合った。たどり着いたのは、「子どもに手をかける女性ではなく、障害児殺しをさせる国、女性を使って行われる優生政策に、一緒に怒りたい」という地点だった。

#### ●管理から自由に

80年代に入ると、女性障害者の子宮摘出が行われている実態が明らかに。90年代には女性や障害者団体が連携し、国際会議で優生保護法下の問題を報告。性と生殖に関する自己決定権（リプロダクティブヘルス・ライツ）という人権概念が提唱される中、日本は世界から批判を受け、96年、自民党主導で優生部分を削除し、母体保護法に改正した。

国会が優生保護法改正を可決する日、米津さんは一時は激しい議論を交わした横田さんと車いすを並べ、見届けた。しかし歴史的瞬間にも、喜びは半ばだった。国は優生保護法の人権侵害を謝罪することはなく、女性の自己決定権に関する議論にも踏み込めなかったからだ。そそくさとした幕引きに悔しさが残った。「くさいものにふたで終わらせたくない」。その思いが「求める会」で活動する原動力の一つでもある。

大橋さんは「手術被害者への補償で終わりではない」と感じる。「『不良な子孫』と人にレッテルを貼り人口を管理する発想から自由になりたい」。「産むか産まないかは私が決める」と言えるのは、そんな社会だと思ふからだ。

優生保護法・母体保護法をめぐる動き

1948年 優生保護法施行

72年 優生保護法に「胎児条項」を加え、「経済的理由」を削除する改正案上程

74年 同改正案が障害者、女性団体の反対で廃案

82年 同法の「経済的理由」を削除する改正案が浮上するが、女性団体らの反対で上程されず

95年 世界女性会議で優生保護法と子宮摘出問題が報告される

96年 優生保護法が母体保護法に改正される

97年 「優生手術に対する謝罪を求める会」結成

2018年 宮城県の60代女性が不妊手術を強制されたとして国を提訴

奪われた私・旧優生保護法を問う / 下 自分の人生を生きたい

毎日新聞 2018年3月25日

<くらしナビ ライフスタイル>

優生保護法は1996年、母体保護法に改正され、法に定められた強制不妊手術はなく

なったことになっている。しかし、私たちは自分の意思で、「産む／産まない」を決められる社会を生きているのだろうか。

#### ●人々の偏見、今も

法改正から約7年後の2003年11月。「精神科より家族の希望が強く上記手術（精管結さつ術）目的施行のため紹介となる。手術施行し特に合併症なく退院となる」。岩手県の60代男性が、不妊手術を受けた病院の記録だ。

「かわいくてしかたない」と長男陽飛ちゃんを抱く小林聡恵さん（右）、守さん夫妻=神奈川県茅ヶ崎市で、上東麻子撮影



男性は18歳でいじめなどをきっかけに統合失調症になった。精神科に入院を繰り返したが、45歳で、同病の女性と同居生活を始めた。しかし、兄夫婦に結婚を反対され、内縁関係を続けた。

数年後、女性が妊娠したがすぐ流産。兄夫婦が強く求め、女性も不妊手術を受けたという。男性も再び病状が悪化し入院した際、兄夫婦や担当医師、ケースワーカーに手術を受けるよう説得された。兄からは「優生保護法がある」「手術しないなら一生退院させない」と詰め寄られた。強引に転院させられ、手術を受けた。「自分の人生も、生まれたかもしれない子どもも殺された」と感じた。「障害者は家族に結婚も出産も邪魔されるのか」と納得できない。

今は別れて暮らす女性も、「産んでも育てられない、経済的にも無理だと、(男性の)兄夫婦に説得された」という。「今も『産みたかった』と思う。昔の自分に『早まって手術に走らないで』と言いたい」と声を震わせた。

障害ゆえに家族に出産を反対された人もいる。関西地方の統合失調症の30代女性は昨年、同居する男性との子を妊娠したが、中絶した。

10代から統合失調症を発症。20代で勤めた職場で障害者の男性と知り合い、交際している。「子どもがほしい」と話し合い妊娠したが、母は激怒した。「許さへん」。妊娠を希望し服薬を調整していたため、症状も悪化していた。心身ともに追い詰められ、母と男性と3人で話し合い、震えながら手術同意書にサインした。手術の後、2人で子の名前を決めた。「月命日」には心の中で悼む。

母親には障害者との交際を反対され続けた。妹からは「税金で(障害)年金暮らしか」とやゆされる。「彼に障害があろうがなかろうが私は好きになった」。一緒に生きたいと、結婚の約束もしている。だが、この暮らしをどう守ろうかと悩みは尽きない。

#### ●支援を受け子育て

一方、支援を受けながら子育てする夫婦もいる。神奈川県茅ヶ崎市のNPO法人UCHIのグループホームで暮らす小林守さん(31)と聡恵さん(22)には今月、長男陽飛ちゃんが誕生した。2人は軽度の知的障害がある。

牧野賢一理事長は、2人が児童養護施設と障害児入所施設を出て以降、粘り強く支援。人間関係が苦手な守さんは職場でけんかをしたり、お互い異性関係で問題を起こしたりした。職員が適性を見極めて活躍の場を紹介したり、子どもを持つことを話し合ったりして、2人の交際から結婚、出産までを支えた。

2人の居室はマンション2階で、1階は法人事務所。聡恵さんは「分からないことがあればいつでも聞けるし安心感がある」。守さんは「もっと仕事頑張らなきゃ」といとおしそくに息子をのぞき込む。

牧野さんは約15年前から5組の子育て支援に関わった。最初のカップルの女性が妊娠した時、福祉事務所のケースワーカーの第一声は「産ませないよね」。グループホームに夫

婦が住むことを行政も渋った。障害福祉サービス事業所のU C H I は子の支援はできず、保健所や保育所と連携する必要もある。「支援者にも彼らが結婚し育児をするという意識がなかった。人として当然のニーズに向き合い続けたい」と話す。

「障害者は保護する対象で、自己決定する存在だと思われていないのだろうか」。D P I 女性障害者ネットワークの藤原久美子代表（54）は問いかける。1型糖尿病の合併症で30代で視覚障害者に。「育てられないでしょう、障害児のリスクも高い。あなたが心配なのよ」。40歳で妊娠したとき、母や医師から中絶を勧められた。だが、妊娠を喜ぶ夫に背中を押され、出産した。一時は母に反発したが、後に優生保護法に影響されていたのだと思うようになった。

育児の場面では、制度の不備を日々感じる。障害者本人の支援制度があっても、障害者が子育てのさまざまな場面で使えるサービスが乏しい。「障害者が子育てする存在として想定されていない」。現在、国は障害者基本計画（第4次）を策定中だ。サービスや制度の前提となるのが基本計画だ。藤原さんらは障害者の「性と生殖の自己決定権」を書き込むよう求めている。

#### ●生きづらさ共有を

16年7月、相模原市の障害者施設で19人が殺害される事件があった。植松聖被告は動機をこうしたためた。「障害者は不幸を作る」「最低限度の自立ができない人間を支援することは自然の法則に反する行為です」

強制不妊手術のネットニュースにも被害者への攻撃や優生政策に理解を示すコメントが、何百と並んだ。「育てられるのか？」「税金で補償するのか」「障害者を守る法だ」「一理ある政策」――。

こうした意見をどう捉えればいいのか。慶応大の井手英策教授（財政社会学）は、障害者を巡るこれら一部の言説に「健常者－障害者」の対立ではなく、「生活苦の健常者－障害者」、つまり弱者と弱者の対立構造を見る。「中流社会はとうに崩壊し、生活苦に直面する人々が多数派になった。他者をおもんばかりの余裕をなくしてしまう現実がある」。誰もが生活を保障され安心できる社会であればこそ、互いへの配慮が成り立つ。

「優生思想とは人を労働力や生産性で測る考え方に通じる。その生きづらさは、現代の私たちなら理解できるのではないか」。優生思想を乗り越える鍵はここにある。「人と人の間に、分断線を引く社会を望むのか。それともいかなる環境、不遇にあっても安心できる社会をつくるのか。今、私たちはその岐路に立っている」と話す。（この連載は中川聡子と上東麻子が担当しました）

## 愛知・岡崎の少年自殺 児相、手紙存在公表せず 直前、職員に託す

毎日新聞 2018年3月25日

愛知県西三河児童・障害者相談センター（児相、岡崎市）の一時保護所で1月に自殺した少年（16）が、心肺停止で見つかる約1時間10分前に家族宛ての手紙を職員に託していたことが関係者への取材で分かった。県は状況を説明した記者会見で手紙の存在を公表せず、少年の無事を最後に確認したのも、発見約1時間50分前に職員と面談した時としていた。遺族は、こうした県の対応に不信感を強めている。

手紙は父親（43）宛てと同居する母親代わりの女性宛て。女性へは「お母さんってよんでみたいなって思った時があって でもはずかしくて言えなかった」と記し、「めいわくかけてごめんなさい」と謝罪を繰り返していた。

少年は1月11日に家出し、深夜徘徊（はいかい）したとして警察に補導され、児相に保護された。同23日午後6時ごろ、保護所の居室で首をつっているのを職員に発見され、病院で死亡が確認された。

県は翌24日に会見した際、手紙の存在を明かさなかった。少年の無事を最後に確認した時として「職員が午後4時10分くらいまで面談している」とした。

関係者によると、県は2月1日に経緯を遺族に説明。それによると、少年は1月23日、午後1～2時ごろに心理士らと面談した後、落ち込んだ様子だった。その後、「両親に手紙を書きたい」と希望し、午後4時50分ごろ、手紙を職員に託していた。

遺族は少年の死の直後、手紙の存在を警察から知らされており、「なぜ手紙のことが（新聞の）記事に載っていないのか」と県側に尋ねた。すると児相の永田達夫保護課長は「そういった話は（報道陣に）している」と、事実と違う話をした。

県児童家庭課の川合光久課長は手紙の存在を公表しなかった理由を「内容から遺書でないと判断した。会見では『遺書はあったか』と聞かれたので『ありません』と答えた。隠したつもりはない」と話した。【山衛守剛】

### 長野) 発達障害者の学校「長野翔和学園」で卒業式 鶴信吾



朝日新聞 2018年3月25日  
卒業式でギターのパフォーマンスをする男性(手前)＝長野市

発達障害を抱えた若者たちが通う長野翔和学園(長野市)で24日、卒業式があった。学園はNPO法人が運営し、才能を引き出して伸ばす「ギフテッド教育」に取り組んでいる。卒業するのは20～30代の11人。式では3年間の学園生活で得た成果がスピーチやパフォーマンスで披露された。



スピーチした男性の一人は、中学校で不登校の経験がある。「人が怖かった」といい、行動はいつも一人だったという。転機は、入学後の音楽の授業。音楽好きと知った講師からバンドに誘われた。「誘いを断ることも苦手だったので、やってみることにした」

### 新型出生前診断 医師や親ら議論 ダウン症理解深めて /東京

毎日新聞 2018年3月25日

21日の「世界ダウン症の日」に合わせたシンポジウムが24日、新宿区の東京女子医科大学であった。ダウン症への理解を広める目的で、ダウン症の子を持つ親や医師らが参加。胎児のダウン症の可能性を調べる新型出生前診断(NIPT)を受ける前に考えてもらいたいことを語り合った。NIPTは中絶につながる恐れから「命の選別だ」との批判が根強い。だが、日本産科婦人科学会は今月、臨床研究に限定してきた指針を変更し、一般診療として実施することを決めた。今後、NIPTの実施が拡大する可能性がある。シンポでは、ダウン症があるタレントのあべけん太さん(30)が「NIPTでダウン症の赤ちゃんが生まれなくなるのは嫌だ。楽しく毎日を過ごさせている」と訴えた。支援に取り組むNPOメンバーは「ダウン症の子がいても経済的に困ることはない」と発言。日ごろから障害者と接し、障害への考えを深めてもらいたいと強調した。【千葉紀和】

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行